

＜令和7年度 高卒採用ルールチェックリスト＞

ハローワーク青梅

***当該年度における初回求人申込時のみ提出してください。**

事業所名 _____ 事業所番号 _____ 担当者 _____

ご覧になり、□にチェックをいれてください。

□ 以下について、理解、承知したうえで高卒求人を申し込みます。

＜求人人数＞

□ 高卒求人は高校生専用枠としての求人数であり、大学生等を採用したり、中途採用を行ったからといって、求人を取消したり求人数の削減を行うことはできません。

＜求人の有効期間＞

□ 高卒求人の有効期間は、途中で充足しない限り、令和8年6月30日まで となります。

＜募集活動＞

□ 求人票の交付（返戻）は7月1日以降であり、学校訪問・職場見学受入れ等の募集活動はそれ以降で可能となります。

□ 求人票を学校へ送付する際は、必ずハローワークの確認印がある求人票の写しを送付してください。（求人者マイページから印刷したものは確認印がないため使用できません）

□ 職場見学や会社説明会の場合では、個人情報収集したり、選考と受け取られかねない質問やアンケートを行ったりすることのないように注意してください。

＜応募・選考＞

□ 応募の受付は9月5日以降となります。なお、応募書類は「全国高等学校統一用紙」である履歴書と調査書のみとし、それ以外の書類を求めてはなりません。また、選考に当たりその作成方法（手書き記入、パソコン入力）を理由として不利益な取扱いをしないでください。

□ 選考は9月16日以降可能であり、必ず面接を実施してください。また、求人票に記載していない選考方法を実施することはできません。

□ 面接では就職差別につながるおそれのある不適切な事項（出身地、家族構成、家庭環境、思想・信条など）を質問してはなりません。（詳しくは冊子「採用と人権」をご参照ください）

＜内定から入社まで＞

□ 採否結果は、9月16日以降、学校及び学校を通じて本人へ、書面にて通知してください。（極力7日以内）

□ 内定後、入社までの間は原則「就職承諾書」以外の書類を求めてはなりません。なお、どうしても入社前に必要な書類がある場合はハローワークに事前確認を行ってください。

□ 就業開始は卒業日の翌日以降とし、入社日前に研修等で呼び出すことはできません。

□ 内定後の生徒との連絡、入社案内資料等の送付は、学校を窓口として行ってください。